

第3章 騒音

第1節 騒音の現況

1 概要

騒音は、各種公害のなかでも日常生活にかかわりが深く、発生源も工場騒音、建設作業騒音、自動車騒音、その他生活騒音等多種多様であることから、騒音に関する苦情は、公害苦情件数のなかで特に多く、平成5年度の騒音苦情は12件で全体の9.3%を占めている。

2 各種騒音測定調査結果

(1) 自動車騒音調査

環境月間（6月）の行事の一つとして、鳥取市6地点、倉吉市3地点、米子市6地点、境港市3地点、郡家町、河原町、羽合町、三朝町、日野町各1地点計23地点において昼間時における自動車騒音測定をし、併せて交通量（原付自動二輪車以上）を調査した。（表92）

この調査は、騒音に係る環境基準に基づく測定方法で行い、その中央値の平均値を見れば、鳥取市63～69デシベル（A）、倉吉市63～67デシベル（A）、米子市66～70デシベル（A）、境港市60～64デシベル（A）、郡家町62デシベル（A）、河原町69デシベル（A）、羽合町67デシベル（A）、三朝町63デシベル（A）、日野町67デシベル（A）であり鳥取市の鳥取駅前、県庁前、大村薬局前、倉吉市の旧打吹駅前、宮川町ロータリー及び境港市の鳥取銀行境港支店前を除いて環境基準相当とみなされる値に不適合であるが、騒音規制法第17条に規定する指定地域内における自動車騒音の限度と比較すると各市とも限度以下であると考えられる。

(2) 環境騒音実態調査

平成5年度中に、騒音規制法に基づく規制地域の指定を行っている4市（32地点）において実施した全時間帯調査の結果は表93のとおりである。

調査結果を見ると、環境基準Aに相当する地域（主として住居の用に供される地域）及び環境基準Bに相当する地域（相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域）では、環境基準相当値に対する適合率はそれぞれ50%及び77%であった。

また、道路に面する地域と面さない地域で見ても、道路に面する地域での環境基準相当値に対する適合率47%、そのうち、A類型相当では朝・昼間 夕・夜間は、それぞれ0%・0%・0%・50%、B類型相当では朝・昼間 夕・夜間はそれぞれ50%・25%・13%・77%であった。

道路に面さない地域の適合率は88%、そのうち、A類型相当では朝・昼間・夕・夜間は、それぞれ80%・100%・80%・88%、B類型相当では朝・昼間・夕・夜間は、それぞれ100%・100%・100%・100%であった。このように道路に面する地域での適合率が悪いが、しかしいずれの地域においても騒音規制法第17条に規定する自動車騒音の限度をほとんど満足しているものと考えられる。

表92 平成5年度自動車騒音測定結果

調査年月 平成5年6月

測定地点		所在地	道路が有する車線数	自動車騒音						平成元年度～平成5年度の年度変化(平均値)											
				騒音レベル [中央値デシベル(A)]			環境基準 [中央値デシベル(A)]		環の適 境基 準否	自動車騒音の限度 [中央値デシベル(A)]	自動車騒音 [中央値デシベル(A)]					総車両通過台数(大型車) (台/10分間)					
				最高値	最低値	平均値	相当とみなされる地域	区域の区分			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
鳥取市	鳥取駅前	永楽温泉町	2車線をこえる	65	64	65	B	65以下	○	第3種	80	66	66	66	66	65	169(12)	179(13)	164(12)	170(14)	173(15)
	鳥取県物産観光センター	末広温泉町	2車線をこえる	71	68	68	"	"	×	"	"	69	69	68	70	69	195(10)	205(12)	196(15)	200(12)	192(18)
	県庁前	東町	2車線をこえる	65	62	63	"	"	○	"	"	67	63	63	67	63	170(12)	149(12)	144(17)	141(13)	161(15)
	大村薬局前	片原	2車線	66	63	64	"	"	○	"	75	67	66	65	68	64	144(2)	128(2)	154(4)	145(3)	154(8)
	鳥取警察署附近(西迎会館)	青葉町	2車線	70	69	69	"	"	×	"	"	72	69	69	71	69	310(17)	321(20)	291(28)	315(20)	314(27)
	面谷外科附近	吉方町	2車線をこえる	65	61	63	A	60以下	×	第2種	"	66	67	66	62	63	182(10)	184(11)	209(21)	188(13)	213(20)
米子市	米子駅前	明治町	2車線をこえる	68	64	66	B	65以下	×	第3種	80	67	66	66	65	66	149(21)	166(19)	168(22)	154(21)	166(22)
	中国電力前	加茂町	2車線をこえる	70	67	69	"	"	×	"	"	72	70	67	69	69	259(41)	221(21)	261(21)	227(22)	277(29)
	米子市公会堂前	角盤町	2車線をこえる	72	68	70	"	"	×	"	"	70	69	70	68	70	360(42)	354(20)	339(22)	328(26)	354(24)
	消防署附近(理容会館前)	富士見町	2車線をこえる	72	64	68	"	"	×	"	"	69	66	70	67	68	228(13)	227(15)	276(21)	266(10)	261(17)
	鳥取銀行米子支店前	西福原	2車線をこえる	72	69	70	"	"	×	"	"	72	73	70	72	70	381(41)	368(22)	368(18)	383(15)	380(25)
	山陰ノンコナル山製薬販売前	米原	2車線をこえる	70	68	69	A	60以下	×	第2種	75	68	74	70	73	69	331(34)	361(35)	338(23)	361(21)	347(21)
倉吉市	旧打吹駅前	明治町	2車線	65	61	63	B	65以下	○	第3種	"	63	61	64	63	63	82(6)	81(6)	104(5)	92(6)	91(6)
	倉吉駅前通り	上井	2車線をこえる	70	66	67	"	"	×	"	80	68	63	67	68	67	189(13)	183(13)	188(12)	190(11)	186(10)
	宮川町ロータリー	宮川町	2車線をこえる	66	65	65	"	"	○	"	"	65	61	66	66	65	179(8)	168(7)	196(7)	217(8)	206(9)
境港市	鳥取銀行境港支店前	上道町	2車線	65	62	64	"	"	○	"	75	65	66	64	62	64	133(7)	119(15)	75(6)	87(13)	79(5)
	境公民館前	湊町	2車線	62	58	61	A	55以下	×	第2種	70	63	63	62	64	61	110(9)	114(10)	81(8)	105(10)	92(5)
	山陰合同銀行境西支店前	外江町	2車線	60	59	60	"	"	×	"	"	57	60	62	59	60	70(3)	71(6)	65(6)	72(7)	72(6)
郡家町	郡家保健所前	郡家	2車線	65	57	62	"	"	×	"	"		65	64	64	62		109(17)	130(11)	115(9)	127(9)
河原町	河原町役場入口附近	渡一木	2車線	72	63	69							68	69	70	69		140(40)	198(31)	159(32)	165(33)
羽合町	田後バス停附近	田後	2車線	68	63	67							65	66	66	67		150(13)	140(16)	136(9)	138(12)
朝町	二朝町役場前	二朝	2車線	65	61	63								62	62	63			93(3)	91(4)	105(10)
日野町	根市保健所前	根市	2車線	70	65	67							68	68	67	67		105(28)	102(30)	101(30)	91(24)

(注) 測定値は午前8時から午後4時までの2時間おき5回の測定

適否とは環境基準のあてはめを行った場合の判定、郡家町、河原町、羽合町、日野町は平成2年度から二朝町は平成3年度から測定を実施。

鳥取市以外の地点については、環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定が行われていないため環境基準相当とする。

表93 平成5年度環境騒音実態調査結果

地区 測定日	測定場所	所在地	道路名	車 線 数	測定値 中央値〔デシベル(A)〕				交通量()大型 (台/10分間)				騒音に係る環境基準 中央値〔デシベル(A)〕								自動車騒音の限度 中央値〔デシベル(A)〕				
					朝	昼間	夕	夜間	朝	昼間	夕	夜間	類型	基準値			環境基準 超過(○)否(×)				区域 区分	昼 間	朝 夕	夜 間	
														昼間	朝夕	夜間	朝	昼間	夕	夜間					
																								朝	夕
鳥取市 11月13日	山の手会館前裏	吉方町	国道29号	2	66	66	66	48	206	233	170	42	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55	
	"	"	"	"	45	43	45	39	(5)	(13)	(6)	(3)	"	50	45	40	○	○	○	○					
	N T T 鳥取支社前裏	湯所町	国道29号	2	64	71	69	59	73	259	235	72	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55	
	"	"	"	"	45	49	45	41	(11)	(24)	(5)	(4)	"	50	45	40	○	○	○	×					
	鳥取市文化ホール前裏	吉方温泉町	() 裾部鳥取線	2	61	62	63	55	94	101	124	37	B	65	60	55	×	○	×	○	○	3	75	70	65
倉吉市 10月15日	新日本海ノボリングタウン前裏	天神町	国道53号	4	61	66	66	56	97	230	215	51	B	65	65	60	○	×	×	○	○	3	80	75	65
	"	"	"	"	45	50	49	46	(7)	(23)	(4)	(4)	"	60	55	50	○	○	○	○					
	市立倉吉西中学校裏	秋 喜	(注)倉吉赤碕中山線	2	69	69	66	41	109	105	96	11	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55	
	倉吉西高グラウンド横	"	"	"	46	46	44	42	(10)	(11)	(0)	(0)	"	50	45	40	×	○	○	×					
	ヒノグライフトホ横	米田町	国道179号	4	56	64	56	48	42	96	84	28	A	60	55	50	×	×	×	○	2	75	70	60	
米子市 10月21・22日	津村七前	"	"	"	48	48	48	43	(5)	(11)	(1)	(3)	"	50	45	40	×	×	×	×					
	小林菜局前	明治町	() 木地山倉吉線	2	61	67	74	53	27	93	75	20	B	65	60	55	×	×	×	○	3	75	70	65	
	光明寺前	研屋町	"	"	37	42	41	38	(6)	(7)	(1)	(0)	"	60	55	50	○	○	○	○					
	上井ヒル前	山 根	国道179号	4	63	68	67	55	104	124	126	38	B	65	65	60	○	×	×	○	3	80	75	65	
	倉吉体育文化会館駐車場	"	"	"	50	47	47	41	(6)	(14)	(1)	(0)	"	60	55	50	○	○	○	○					
境港市 10月28日	後藤ヶ丘中学校入口	上後藤	市道外浜街道線	2	59	70	64	48	101	115	95	24	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55	
	"	正門前	"	"	43	44	39	37	(6)	(6)	(0)	(1)	"	50	45	40	○	○	○	○					
	戸口田医院前裏	上福原	() 皆生西原線	4	67	67	63	54	152	198	155	38	A	60	55	50	×	×	×	×	2	75	70	60	
	"	"	"	"	45	43	40	40	(10)	(11)	(1)	(1)	"	50	45	40	○	○	○	○					
	竹内医院前	紙園町	国道9号	2	65	72	72	60	140	213	235	60	B	65	60	55	×	×	×	×	3	75	70	65	
境港市 10月28日	鉄道宿舎前裏	"	"	"	41	45	43	39	(21)	(21)	(4)	(2)	A	50	45	40	○	○	○	○					
	建設省米子出張所前裏	車 尾	国道9号	4	70	68	52	53	150	243	247	51	B	65	65	60	×	×	×	○	3	80	75	65	
	"	"	"	"	45	49	48	43	(17)	(21)	(6)	(5)	A	50	45	40	○	○	×	×					
	境公民館前	湊 町	(注)米子境港線	2	58	65	61	45	47	103	59	16	A	55	50	45	×	×	×	○	2	70	65	55	
	境小学校裏	"	"	"	42	48	42	36	(3)	(6)	(0)	(1)	"	50	45	40	○	○	○	○					
	山陰合同銀行境西支店前	外江町	(注)米子境港線	2	52	61	57	44	21	90	66	21	A	55	50	45	×	×	×	○	2	70	65	55	
	松本進宅前	"	"	"	39	48	41	39	(5)	(3)	(2)	(1)	"	50	45	40	○	○	○	○					
境家具店前	東本町	() 境港線	2	46	58	44	41	9	46	9	6	B	65	60	55	○	○	○	○	3	75	70	65		
境港市 10月28日	"	"	"	"	43	45	39	38	(1)	(2)	(0)	(0)	"	60	55	50	○	○	○	○					
	郡田水産前裏	上道町	国道431号	4	64	70	68	62	66	163	126	38	B	65	65	60	○	×	×	×	3	80	75	65	
"	"	"	"	"	45	45	43	42	(8)	(25)	(8)	(2)	"	60	55	50	○	○	○	○					

(注) 時間区分 騒音 昼間 午前8時～午後7時、朝夕 午前6時～午前8時と午後7時～午後10時、夜間 午後10時～翌日午前6時
 測定時刻 午前5時、7時、10時、午後4時、7時、10時
 騒音の昼間・夜間の測定値は各時間区分の平均値である。
 交通量は、自動二輪車以上の道路に面する地点の通過車両台数である。
 道路名の(注)は主要地方道(早道)、()は一般県道(県道)である。
 ()取市以外の地点については、環境基準の地域の類型を定めてはめる地域の指定が行われていないため環境基準相当とする。

第2節 騒音の防止対策

1 法・条例による規制

(1) 騒音に係る環境基準

公害対策基本法第9条の規定に基づき、「騒音に係る環境基準」については、昭和46年5月25日付け閣議決定により騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）として定められている。（表94）

本県における環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定状況は表95のとおりである。

表94 騒音に係る環境基準（昭和46年5月25日閣議決定）

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	時 間 の 区 分			該 当 地 域
	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間	
AA	45デシベル(A)以下	40デシベル(A)以下	35デシベル(A)以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域
A	50デシベル(A)以下	45デシベル(A)以下	40デシベル(A)以下	
B	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下	

- (注) 1. AAをあてはめる地域は療養施設が集合して設置される地域などくに静穏を要する地域とすること。
2. Aをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とすること。
3. Bをあてはめる地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。
- ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という）についてはその環境基準は上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下	45デシベル(A)以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65デシベル(A)以下	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65デシベル(A)以下	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下

備考 車線とは1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう

表95 地域の類型をあてはめる地域および時間の区分

(平成2年12月11日県告示第961号)

地域の類型	地 域
A	鳥取市の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項から第3項までに規定する第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域
B	鳥取市の区域のうち都市計画法第9条第4項から第7項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

時間の区分	時 間
朝	午前 6時から午前 8時まで
昼 間	午前 8時から午後 7時まで
夕	午後 7時から午後10時まで
夜 間	午後10時から翌日の午前6時まで

表96 一般的な騒音レベル

難 聴 惹 起	心理的 反 応 (不 快 感)	会 話 解 の 低 下	作 業 能 率 の 低 下	デシベル	状 況
				140	極度の聴力障害
				130	最大可聴限界
				120	飛行機のエンジンの近く
				110	自動車のクラクション、船の機関室内
				100	高速列車の近傍
				90	組立工場、やかましい地下鉄
				80	交通のはげしい交差点
				70	電話のベル(1m)
				60	会話(1m)、一般の事務室内
				50	普通の事務室、静かな住宅地
				40	静かな図書館
				30	深夜、ラジオ・テレビ放送のスタジオ内
				20	人のささやき
10	木の葉の音				
0					

(2) 法による規制

騒音規制法では、騒音を防止することにより生活環境を保全すべき地域を知事が指定し（法第3条第1項）、この指定地域内にある工場・事業場における事業活動に伴う騒音（法第2条第1項及び第2項）、建設工事に伴って発生する騒音（法第2条第3項）を規制するとともに、自動車から発生する自動車騒音の許容限度（法第16条）を定め、道路の周辺的生活環境が著しくそこなわれると認めるときは措置要請（法第17条）できることとしている。

本県における地域指定状況は、表97と表98のとおりである。

表97 地域指定状況

告 示 年 月 日	地 域 指 定 市 町 村 名
昭和49年9月17日 (県告示第778号～780号)	鳥取市及び米子市の一部
昭和50年5月30日 (県告示第476号～478号)	倉吉市及び境港市の一部
昭和54年7月6日 (県告示第575号～577号)	国府町、郡家町及び日吉津村の一部
昭和62年7月10日 (県告示第580号～581号)	鳥取市、米子市及び境港市の一部

表98 騒音規制法に基づく騒音規制の区域の区分と用途地域の関係

特定工場等において発生する騒音について規制する区域及び自動車騒音の限度に係る区域。	都市計画法に基づく用途地域の区分 用途地域	特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する区域。
第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。	第1種住居専用地域 第2種住居専用地域	第1号区域 (第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲約80m以内の区域を含む。)
第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。	第2種住居専用地域 住居地域	
第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	
第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。	工業地域	
指定地域から除外	工業専用地域	第2号区域 指定地域から除外

(注) 規制の区域を示す図面は、^{政令}県庁環境保全課、関係市役所及び町村役場公害担当課に備え置き、一般の縦覧に供している。

ア 工場、事業場騒音

工場、事業場騒音について規制の対象となるのは、指定地域内にあって、特定施設（政令第1条）を設置している工場及び事業場（特定工場等という。）である。

特定工場等には、規制基準の遵守義務が課せられており、指定地域市町村長は、規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認める場合に、計画変更勧告や改善勧告、更には改善命令を行うことができる。

表99 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

区域の区分 \ 時間の区分	昼間 (午前8時から 午後7時まで)	朝夕 (午前6時から午前8時まで) (午後7時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
第1種区域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第2種区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	65デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	70デシベル	65デシベル

〈基準値は特定工場等（騒音規制法施行令別表第1に定める施設を設置する工場 事業場）において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさ。〉

イ 建設作業騒音

建設作業騒音について規制の対象となるのは、指定地域内において、建設工事を施工する場合に、特定建設作業（政令第2条）を伴う作業である。

特定建設作業には、届出義務（法第14条）が課せられている。また、市町村長は、特定建設作業に伴い発生する騒音が一定の規制基準に適合しないことにより、生活環境が著しく損なわれると認める場合においては、必要な勧告、命令の措置（法第15条）をとることができる。

表100 特定建設作業に伴って発生する騒音についての規制基準

規制項目	①くい打機(もんけんを除く)くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーカーと併用する作業を除く。)	②びょう打機を使用する作業	③さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルをこえない作業に限る。)	④空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のもにに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	⑤コンクリートプファント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のもにに限る。)又はアスファルトプファント(混練機の混練重量が200キログラム以上のもにに限る。)を設けて行なう作業(モルタルを製造するためにコンクリートプファントを設けて行なう作業を除く。)	適用除外
第1号基準(音量基準) 作業場所の敷地の境界線における騒音	85 ホンを超えないこと					
第2号基準(作業時刻に関する基準) 作業禁止の時間帯	第1号区域	午後7時～午前7時				災害・非常の事態、人の生命の危険防止、鉄・軌道の正常運転、道路法・道交法の占用及び許可の夜間指定
	第2号区域	午後10時～午前6時				
第3号基準(作業時間に関する基準) 作業時間の長さの制限	第1号区域	1日10時間				1日で完了する作業、災害・非常の事態、人の生命の危険防止
	第2号区域	1日14時間				
第4号基準(作業期間に関する基準) 連続して作業することのできる日数	6日間以内					災害・非常の事態、人の生命の危険防止
第5号基準(作業日に関する基準) 作業を禁止する日	日曜日 その他の休日					災害・非常の事態、人の生命の危険防止、鉄・軌道の正常運転、道路法・道交法の占用及び許可の夜間指定
勧告 命令の内容	特定建設作業の騒音が第1号の基準(音量基準)を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず、一日における作業時間を10時間(第1号区域(第2号区域にあっては14時間)未満4時間以上の間において短縮することも勧告 命令できる。					

ウ 自動車騒音

騒音規制法では、自動車構造の改善により自動車騒音の防止を図るため、環境庁長官が自動車騒音の大きさの許容限度を定め、これを道路運送車両の保安基準において担保することとしている。また、指定地域内にあって、市町村長が自動車騒音について、その測定レベルが一定の限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請し、また必要に応じ、道路管理者等に対し、道路構造の改善その他の自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、意見を述べる事ができる。

表101 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝・夕	夜 間
1 第1種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
2 第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
3 第3種区域及び第2種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル
4 第1種区域及び第2種区域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	60デシベル
5 第3種区域及び第4種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
6 第3種区域及び第4種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	65デシベル
7 第3種区域及び第4種区域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する区域	80デシベル	75デシベル	70デシベル

(3) 航空機騒音に係る環境基準

公害対策基本法第9条の規定に基づき、「航空機騒音に係る環境基準」については、昭和48年12月27日付環境庁告示第154号により騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）として定められている。（資料14参照）

本県においては、鳥取市に鳥取空港（管理者：鳥取県）と境港市に美保飛行場（管理者 防衛庁 共用飛行場）の2つがあり、環境基準に基づく飛行場の区分は、鳥取空港の場合第3種空港に該当する飛行場であり、また、美保飛行場の場合は、自衛隊等が使用する飛行場であり 第2種空港Aに準ずる飛行場に該当するものであるが、両飛行場とも現在、環境基準の地域の類型あてはめは行っていない。

(4) 条例による規制

ア 工場、事業場騒音

近時、ビル等の増加に伴い冷房用のクーリングタワーの騒音が問題となっているが、これを鳥取県公害防止条例により騒音関係特定施設（表102）として、昭和47年4月1日から規制を行っており、規制地域及び規制基準は騒音規制法に準拠している。

表102 鳥取県公害防止条例による騒音関係特定施設の規模

施設名	規格
クーリングタワー	送風機の原動機の定格出力が0.75キワト以上のものに限る。

イ 深夜騒音

深夜の静穏を保持するため、全県下の工場、事業場等すべての事業活動に伴う深夜（午後10時から翌日の午前6時まで）の騒音を昭和47年4月1日から規制している。事業活動すなわち、物の製造、加工に伴って発生する騒音のほか、例えば飲食店を営むことによって発生する音楽放送、バンド演奏、カラオケ及びきょう声などの騒音も含めて規制を行っている。

表103 鳥取県公害防止条例による深夜騒音の規制基準

区 域 の 区 分	基準値
1 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第3種区域及び知事が別に定める区域。	50デシベル
2 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第4種区域及び知事が別に定める区域。	65デシベル
3 1及び2に掲げる区域以外の区域。（工業専用地域、臨港地区内の分区及び工業のための埋立地を除く。）	45デシベル

ウ 拡声機騒音

近年、工場・事業場騒音以外の騒音苦情が増加する傾向にあるので、これに対処するため、拡声機による騒音を昭和63年10月1日から規制している。

1 商業宣伝を目的として、拡声機を使用する放送をしてはならない区域（次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね50メートル以内の区域）
(1) 学校教育法第1条に規定する学校
(2) 児童福祉法第7条に規定する保育所
(3) 医療法第1条の2第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
(4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館

- (5) 老人福祉法第 14 条第 1 項第 2 号に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 老人保健法第 6 条第 4 項に規定する老人保健施設

2 商業宣伝を目的として、航空機から拡声機を使用する放送の制限

使用時間 午前 8 時から午後 7 時まで

音 量：地上において 65 デシベル以下

3 その他拡声機を使用する放送の制限

(1) 次に掲げる放送をする場合は、使用時間、音量とも音量基準 1 による。

- ア 工場、事業場、社寺、屋外スポーツ施設、学校、保育所等において構内用としてその敷地内で行うもの
 - イ 住民の慣習として行われる広報又は連絡に伴うもの
 - ウ 露店市、朝市その他地域の慣習として行われる催し物に伴うもの
 - エ 飲食物の移動販売に伴うもの
 - オ 屋外における音楽会、映画会等の運営のためにその会場内で行うもの
- 音量基準 1

区 域		音 量	
		午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
1 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定 に基づいて指定された地域	第 1 種区域	70 デシベル	45 デシベル
	第 2 種区域	70 デシベル	45 デシベル
	第 3 種区域	70 デシベル	50 デシベル
	第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル
2 1 に掲げる区域以外の区域（工業専用地域、臨 港地区内の分区及び工業のための埋立地を除く。）		70 デシベル	45 デシベル

(2) (1) に掲げる場合以外の場合は、使用時間を午前 8 時から午後 7 時までとし、音量は、音量基準 2 による。ただし、移動しなから放送をする場合の音量は、70 ホン以下とする。

音量基準 2

区 域		音 量
1 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づいて指定された 地域	第 1 種区域	55 デシベル
	第 2 種区域	65 デシベル
	第 3 種区域	70 デシベル
	第 4 種区域	70 デシベル
2 1 に掲げる区域以外の区域（工業専用地域、臨港地区内の分区及び工 業のための埋立地を除く。）		70 デシベル

4 拡声機使用の制限の対象とならない場合

- (1) 災害時における警戒活動等に伴い放送をする場合
- (2) 電気、ガス又は水道の事業に関する広報活動として放送をする場合
- (3) 公共の輸送機関の業務に関し駅又は発着場において放送をする場合
- (4) 公務員かその職務に関し放送をする場合
- (5) 公職選挙法による選挙運動のために放送をする場合
- (6) 祭礼、盆踊りその他地域の風俗慣習として行われる行事に伴い放送をする場合
- (7) 集団の整理誘導のために放送をする場合
- (8) 前各号に掲げる場合のほか 知事が公益上やむを得ないと認める場合

2 特定施設等の届出状況

- (1) 騒音規制法による特定施設の届出数

表104 特定施設の種別届出数

(平成6年3月31日現在)

種 類	市町村名								合 計
	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町	郡家町	日吉津村		
1 金属加工機械	135	117	66	19	—	—	5	342	
2 空気圧縮機等	323	319	104	60	3	2	86	897	
3 土石用破砕機等	27	1	—	2	—	—	—	30	
4 織 機	—	—	—	—	—	—	—	—	
5 建設用資材製造機械	2	6	3	2	1	1	—	15	
6 穀物用製粉機	—	—	—	—	—	—	—	—	
7 木材加工機械	34	125	43	6	—	3	2	213	
8 抄 紙 機	2	—	—	—	—	1	6	9	
9 印刷機械	108	69	29	8	—	5	2	221	
10 合成樹脂用射出成形機	9	—	10	—	1	—	—	20	
11 鑄型造型機	—	11	—	—	—	—	—	11	
計	640	648	255	97	5	12	101	1,758	
届出工場 事業場	107	117	48	26	4	9	5	316	

(2) 騒音規制法による特定建設作業の届出数

表105 特定建設作業の種類別届出数

(平成5年度中)

種 類	市町村名							
	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町	郡家町	日吉津村	合 計
1 くい打機等を使用する作業	4	16	6	—	—	—	—	26
2 びょう打機を使用する作業	—	—	—	—	—	—	—	—
3 さく岩機を使用する作業	14	6	1	—	—	—	—	21
4 空気圧縮機を使用する作業	1	2	—	—	—	—	—	3
5 コンクリートプラント等を設けて行なう作業	—	—	—	—	—	—	—	—
計	19	24	7	—	—	—	—	50

(3) 鳥取県公害防止条例による騒音関係特定施設届出数

表106 騒音関係特定施設届出数

(平成6年3月31日現在)

種 類	市町村名							
	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町	郡家町	日吉津村	合 計
ク ー リ ン グ タ ワ ー	240	210	30	18	—	5	—	503
届 出 事 業 場	134	127	17	15	—	3	—	296

第4章 振 動

第1節 振動の現況

1 概 要

振動は、その発生源が生産工場、建築・土木工事、交通機関等が主体となっており、騒音と同様に感覚的、かつ、心理的な要素が加わり、不快感や気分がイライラする等の被害を与え、また、振動が大きかったり、発生源が近接している場合は、壁、タイル等のヒビ割れ、屋根がわらのズレ等の物的被害を生じる。(表107)

平成5年度の振動苦情は1件であった。

表107 地震と振動レベル

気象庁震度階級(1949年)

0 無感(No feeling)

人体に感じないで地震計に記録される程度

加速度0.8 gal (55 dB)以下

I 微震(Slight)

静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の地震

0.8～2.5 gal (55～65 dB)

II 軽震(Weak)

多ぜいの人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのかわかるくらいの地震

2.5～8.0 gal (65～75 dB)

III 弱震(Rather strong)

家屋がゆれ、戸、障子がカタカタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当ゆれ器内の水面の動くのかわかる程度の地震

8.0～25.0 gal (75～85 dB)

IV 中震(Strong)

家屋の震動が激しく、すわりの悪い花ひんなどは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感ずられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の地震

25.0～80.0 gal (85～95 dB)

V 強震(Very strong)

壁に割目がかはいる 墓石、石どうろが倒れたり 煙突、石垣などが破損する程度の地震

80.0 ~ 250.0 gal (95 ~ 105 dB)

Ⅵ 烈震 (Disastrous)

家屋の倒壊は30%以下で山くずれが起き地割れを生じ、多くの人々はすわっていることかできない程度の地震

250.0 ~ 400.0 gal (105 ~ 110 dB)

Ⅶ 激震 (Very disastrous)

家屋の倒壊が30%以上におよび、山くずれ、地割れ、断層などを生ずる

400.0 gal (110 dB)以上

(注) gal と dB の換算は周波数が4 ~ 8 H と仮定し、 $1 \text{ gal} = 1 \text{ cm} / \text{S}^2 = 0.01 \text{ m} / \text{S}^2$ の関係から振動レベルを求めた。なお、本表の加速度値はピーク値である。

2 各種振動測定調査結果

(1) 道路交通振動調査

環境月間(6月)の行事の一つとして、鳥取市6地点、倉吉市3地点、米子市6地点、境港市3地点、郡家町、河原町、羽合町、三朝町、日野町各1地点、計23地点において昼間時における道路交通振動測定をし、併せて自動車台数(原付自動二輪車以上)を調査した。(表108)

この調査は振動規制法に基づく測定方法で行い、その80パーセントレンジの上端値の平均値で見れば、鳥取市42~51デシベル(以下「dB」と記す。)、倉吉市42~47dB、米子市40~53dB、境港市34~45dB、郡家町24dB、河原町34dB、羽合町41dB、三朝町39dB、日野町34dBであり、いずれの地点においても振動規制法第16条に基づく指定地域内における道路交通振動の限度と比較すれば限度以下である。

(2) 環境振動実態調査

平成5年度中に、振動規制法に基づく規制地域の指定を行っている4市(16地点)において実施した全時間帯調査結果は表109のとおりである。

調査結果をみると、いずれの地点においても、振動規制法第16条に規定する指定地域内における道路交通振動の限度以下である。

表108 平成5年度 道路交通振動測定結果

測定地点	所在地	道路が有する車線数	道路交通振動					総車両通過台数			
			振動レベル [80%レンジ上端値(dB)]			道路交通振動の限度[80%レンジ上端値(dB)]		最高(大型車)	最低(大型車)	平均(大型車)	
			最高値	最低値	平均値	区域の区分		(台/10分間)	(台/10分間)	(台/10分間)	
鳥取市	鳥取駅前	永楽温泉町	2車線をこえる	48	37	43	第2種	70	193(16)	152(10)	173(15)
	鳥取県物産観光センター前	末広温泉町	2車線をこえる	54	47	51	"	"	213(12)	160(11)	192(18)
	県庁前	東町	2車線をこえる	47	40	43	"	"	188(22)	129(10)	161(15)
	大村薬局前	片原	2車線	46	42	44	"	"	172(17)	106(6)	154(8)
	鳥取警察署附近(漁連会館)	青葉町	2車線	43	41	42	"	"	385(18)	278(26)	314(27)
	面谷外科附近	吉方町	2車線をこえる	50	45	47	第1種	65	253(25)	131(17)	213(20)
米子市	米子駅前	明治町	2車線をこえる	55	52	53	第2種	70	191(18)	153(23)	166(22)
	中国電力前	加茂町	2車線をこえる	52	49	51	"	"	343(42)	232(24)	277(29)
	米子市公会堂	角盤町	2車線をこえる	47	45	46	"	"	412(31)	292(16)	354(24)
	消防署附近(埋容センス前)	富士見町	2車線をこえる	47	39	43	"	"	292(15)	179(11)	261(17)
	鳥取銀行米子支店前	西福原	2車線をこえる	51	47	48	"	"	407(17)	357(19)	380(25)
	山陰ナショナル製品販売前	米原	2車線をこえる	43	36	40	第1種	65	438(22)	297(15)	347(21)
倉吉市	旧打吹駅前	明治町	2車線	43	40	42	第2種	70	133(5)	73(3)	91(6)
	倉吉駅前通り	上井	2車線をこえる	50	44	47	"	"	246(9)	154(12)	186(10)
	宮川町ロータリー	宮川町	2車線をこえる	48	44	45	"	"	276(14)	173(9)	206(9)
境港市	鳥取銀行境港支店前	上道町	2車線	45	40	43	"	"	106(8)	66(5)	79(5)
	境公民館前	湊町	2車線	47	43	45	第1種	65	99(2)	83(3)	92(5)
	山陰合同銀行境西支店前	外江町	2車線	36	32	34	"	"	94(4)	54(8)	72(6)
郡家町	郡家保健所前	郡家	2車線	25	22	24	"	"	207(10)	95(6)	127(9)
河原町	河原町役場入口附近	渡一木	2車線	36	33	34	"	"	87(33)	130(19)	165(33)
羽合町	田後バス停附近	田後	2車線	42	38	41	"	"	161(13)	106(11)	138(12)
三朝町	三朝町役場前	三朝	2車線	41	33	39	"	"	140(15)	80(4)	105(10)
日野町	根雨保健所前	根雨	2車線	40	31	34	"	"	111(23)	80(27)	91(24)

(注) 測定値は午前8時から午後4時までの2時間おき5回の測定

郡家町、河原町、羽合町、日野町は平成2年度から、三朝町は平成3年度から実施。

平成元年度～平成5年度の年度変化（平均値）

道路交通振動 〔80%レンジ上端値(dB)〕					総車両通過台数（大型車） （台／10分間）				
元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
46	47	47	48	43	169(12)	179(13)	164(12)	170(14)	173(15)
48	50	48	50	51	195(10)	205(12)	196(15)	200(12)	192(18)
46	46	44	44	43	170(12)	149(12)	144(17)	141(13)	161(15)
45	45	43	43	44	144(2)	128(2)	154(4)	145(3)	154(8)
42	45	43	41	42	310(17)	321(20)	291(28)	315(20)	314(27)
44	45	42	46	47	182(10)	184(11)	209(21)	188(13)	213(20)
50	47	53	47	53	149(21)	166(19)	168(22)	154(21)	166(22)
49	45	49	50	51	259(41)	221(21)	261(21)	227(22)	277(29)
50	46	46	49	46	360(42)	354(20)	339(22)	328(26)	354(24)
43	47	43	42	43	228(13)	277(15)	276(21)	260(10)	261(17)
50	49	49	48	48	381(41)	368(22)	368(18)	383(15)	380(25)
42	43	38	44	40	331(34)	361(35)	338(23)	361(21)	347(21)
41	42	42	44	42	82(6)	81(6)	104(5)	92(6)	91(6)
48	48	46	47	47	189(13)	183(13)	188(12)	190(11)	186(10)
46	46	45	44	45	179(8)	168(7)	196(7)	217(8)	206(9)
42	43	42	45	43	133(7)	119(15)	75(6)	87(13)	79(5)
45	46	43	47	45	110(9)	114(10)	81(8)	105(10)	92(5)
35	39	33	37	34	70(3)	71(6)	65(6)	72(7)	72(6)
	34	40	34	24		109(17)	130(11)	115(9)	127(9)
	40	44	44	34		140(40)	198(31)	159(32)	165(33)
	43	39	39	41		150(13)	140(16)	136(9)	138(12)
		32	33	39			93(3)	91(4)	105(10)
	30	32	33	34		105(28)	102(30)	101(30)	91(24)

表109 平成5年度 環境振動実態調査結果

地区 測定月日	測定場所	所在地	道路名	車 線 数	測定値 80%レ ンジの 上端値 (dB)		交通量 ()大型 (台/10分間)		道路交通振 動の限度80 %レンジの 上端値(dB)		
					昼	夜	昼	夜	区 域 区 分	限 度 (dB)	
					間	間	間	間		昼 間	夜 間
鳥取市 10月 11・ 13日	山の手会館前	吉方町	国道29号	2	43	35	233(13)	115(4)	1	65	60
	N T T 鳥取支社前	湯所町	国道29号	2	42	36	259(24)	113(6)	1	65	60
	鳥取市文化ホール前	吉方温泉町	(-)福部鳥取線	2	40	37	101(8)	73(4)	2	70	65
	新日本海ショッピングタウン前	天神町	国道53号	4	42	36	230(23)	104(5)	2	70	65
倉吉市 10月 15 16日	市立倉吉西中学校裏	秋喜	(主)倉吉赤碕中山線	2	34	29	105(11)	57(3)	1	65	60
	ビッグファイブトーホー横	米田町	国道179号	4	39	32	96(11)	46(3)	1	65	60
	小林薬局前	明治町	(-)木地山倉吉線	2	41	32	93(7)	36(2)	2	70	65
	上井ビル前	山根	国道179号	4	46	34	124(14)	76(2)	2	70	65
米子市 10月 21・ 22日	後藤ヶ丘中学校入口	上後藤	市道外浜街道線	2	45	41	115(6)	61(2)	1	65	60
	戸口田医院前	上福原	(-)皆生西原線	4	39	36	198(11)	96(3)	1	65	60
	竹内医院前	祇園町	国道9号	2	53	44	213(21)	125(7)	2	70	65
	建設省米子出張所前	車尾	国道9号	4	47	39	243(21)	125(8)	2	70	65
境港市 10月 28・ 29日	境公民館	湊町	(主)米子境港線	2	46	39	103(6)	35(1)	1	65	60
	山陰合同銀行境西支店	外江町	(主)米子境港線	2	36	33	90(3)	32(2)	1	65	60
	境家具店前	東本町	(-)境港線	2	35	31	46(2)	7(0)	2	70	65
	都田水産前	上道町	国道431号	4	40	34	163(25)	67(5)	2	70	65

- (注) 1 時間区分 振動 昼間 午前8時～午後7時、夜間 午後7時～翌日の午前8時
 2 測定時刻 午前5時、7時、10時、午後4時、7時、10時
 3 振動の昼間・夜間 測定値は各時間区分の平均値である。
 4 交通量は、自動二輪車以上の道路に面する地点の通過車両台数である。
 5 道路名の(主)は主要地方道(県道)、(一)は一般県道(県道)である。

第2節 振動の防止対策

1 法による規制

(1) 振動規制法

振動規制法（昭和51年12月1日施行）では、都道府県知事が振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定し、この地域内において、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動（法第2条）について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めることなどにより生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することとしている。

本県における地域指定状況は次表のとおりである。

表110 地域指定状況

告示年月日	地域指定市町名
昭和53年6月9日 (県告示第531号～533号)	鳥取市、米子市、倉吉市及び境港市の一部
昭和59年4月27日 (県告示第360号～362号)	国府町の一部
昭和62年7月10日 (県告示第582号)	鳥取市、米子市及び、境港市の一部

表111 振動規制法に基づく振動規制の区域の区分と用途地域の関係

特定工場等において発生する振動について規制する区域及び道路交通振動の限度に係る区域	都市計画法に基づく用途地域の区分	特定建設作業に伴って発生する振動について規制する区域
第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	第1種住居専用地域	第1号区域 (工業地域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲約80m以内の区域を含む)
	第2種住居専用地域	
第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域	住居地域	
	近隣商業地域	
	商業地域	
	準工業地域	
	工業地域	第2号区域
指定地域から除外	工業専用地域	指定地域から除外

(注) 規制の区域を示す図面は、県庁環境保全課 関係市役所及び町役場公害担当課に備え置き、一般の縦覧に供している。

ア 工場、事業場振動

工場、事業場振動について規制の対象となるのは、指定地域内にあって、特定施設（政令第1条）を設置している工場及び事業場（特定工場等という。）である。

特定工場等には、規制基準の遵守義務が課せられており、指定地域市町村長は規制基準に適合しない振動を発生することにより周辺的生活環境が損なわれると認めるとき、振動の防止の方法等に関し、改善等の勧告及び改善命令を行うことができる。

表112 特定工場等において発生する振動についての規制基準

区域の区分	時間の区分 昼間 (午前8時から午後7時まで)	夜間 (午後7時から翌日の午前8時まで)
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

[基準値は特定工場（振動規制法施行令別表第1に定める施設を設置する工場 事業場）において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線上における大きさ。]

イ 建設作業振動

建設作業振動について規制の対象となるのは、指定地域内において、建設工事を施工する場合に、特定建設作業（政令第2条）を伴う作業である。

特定建設作業には、届出義務が課せられている。また、市町村長は、特定建設作業に伴い発生する振動が一定の基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、振動の防止の方法等に関し、改善勧告及び改善命令を行うことができる。

表113 特定建設作業に伴って発生する振動についての規制基準

規制項目		①くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)	②鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	③舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)	④ブレーカー(手持式のものを除く。)	適用除外
作業場所の敷地境界線における振動		75デシベルを超えないこと	75デシベルを超えないこと	75デシベルを超えないこと	75デシベルを超えないこと	
作業禁止の時間帯	1号区域	午後7時～午前7時	午後7時～午前7時	午後7時～午前7時	午後7時～午前7時	災害、非常の事態、人の生命、危険防止、鉄軌道の正常運行、道路法及び道交法の占用及び許可の夜間指定
	2号区域	午後10時～午前6時	午後10時～午前6時	午後10時～午前6時	午後10時～午前6時	
作業時間の長さの制限	1号区域	1日 10時間	1日 10時間	1日 10時間	1日 10時間	災害、非常の事態、人の生命、危険防止
	2号区域	1日 14時間	1日 14時間	1日 14時間	1日 14時間	
連続して作業することのできる日数	1号区域	6日間以内	6日間以内	6日間以内	6日間以内	災害、非常の事態、人の生命、危険防止
	2号区域					
作業を禁止する日		日曜日、その他の休日	日曜日、その他の休日	日曜日、その他の休日	日曜日、その他の休日	災害、非常の事態、人の生命、危険防止、鉄軌道の正常運行、電業法の必要作業、道路法及び道交法の占用及び許可の時、その他の休日指定

ウ 道路交通振動

振動規制法では、指定地域内において、市町村長が道路交通振動についてその測定レベルが一定の限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための舗装、維持、又は修繕の措置を要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

表114 振動規制法第16条第1項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (午前8時から午後7時まで)	夜間 (午後7時から翌日の午前8時まで)
第1種区域		65デシベル	60デシベル
第2種区域		70デシベル	65デシベル

2 特定施設等の届出状況

(1) 振動規制法による特定施設の届出数

表115 特定施設の種別届出数

(平成6年3月31日現在)

施設の種別	市 町 名					計	
	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町		
1 金属加工機械	イ、液 圧 プ レ ス	23	13	26	5	—	67
	ロ、機 械 プ レ ス	142	7	82	7	—	238
	ハ、せ ん 断 機	14	15	28	16	—	73
	一、鍛 造 機	3	14	6	—	—	23
	ホ、ワイヤーフォーミングマシン	—	—	—	—	—	—
	小 計	182	49	142	28	—	401
2 圧 縮 機		78	167	68	5	—	318
3. 破 碎 機 等	破 碎 機	—	1	—	—	—	1
	摩 碎 機	28	—	—	—	—	28
	ふ る い	—	1	—	—	—	1
	分 級 機	—	—	—	—	—	—
	小 計	28	2	—	—	—	30
4 織 機		—	—	—	—	—	—
5. コンクリートブ ロックマシン等	コンクリートブロックマシン	2	3	—	—	—	5
	コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械	—	—	—	—	—	—
	小 計	2	3	—	—	—	5
6. 木材加工機械	イ、ト ヲ ム バ ー カ ー	—	3	1	—	—	4
	ロ、チ ッ パ ー	1	6	3	2	—	12
	小 計	1	9	4	2	—	16
7. 印 刷 機 械		47	18	9	11	—	85
8 ゴム練用又は合成樹脂練用ロール		—	—	—	—	—	—
9. 合成樹脂用射出成形機		11	—	12	—	—	23
10. 铸型造型機		—	9	—	—	—	9
	計	349	257	235	46	—	887
届 出 工 場 事 業 場		48	65	27	23	—	163

(2) 振動規制法による特定建設作業届出数

表116 特定建設作業の種別届出数

(平成5年度中)

種 類	市 町 名					計	
	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町		
1 く い 打 機 等 を 使 用 す る 作 業	10	26	7	1	—	44	
2 鋼球を使用して破壊する作業	—	—	—	—	—	—	
3 舗装版破砕機を使用する作業	—	—	—	—	—	—	
4 ブレーカーを使用する作業	5	4	—	1	—	10	
	計	15	30	7	2	—	54

第5章 悪臭

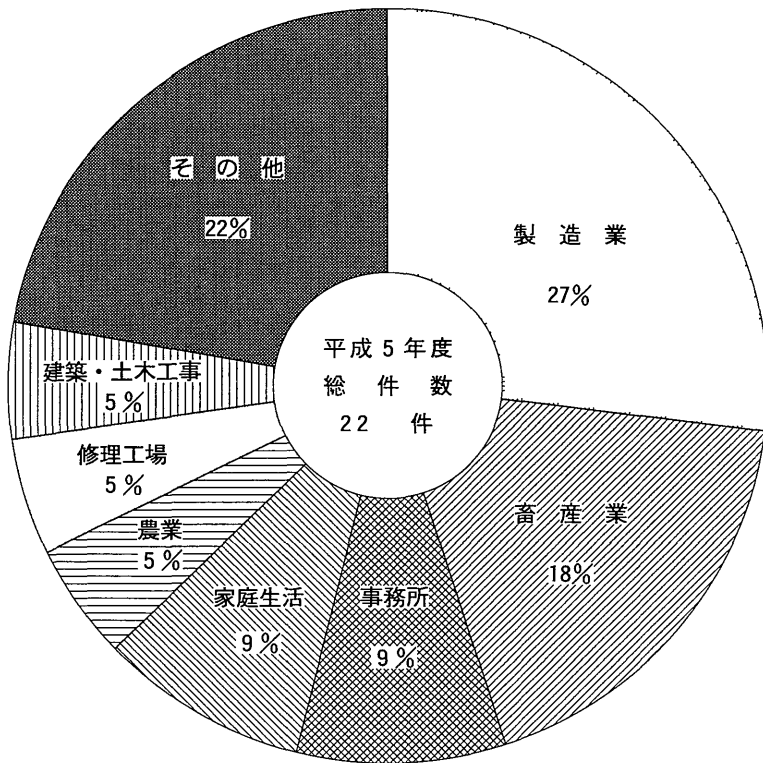
第1節 悪臭の現況

1 概 要

悪臭は、人の感覚に直接知覚されるもので個人差が著しく発生源は、製造業や畜産業など多種多様である。また、悪臭公害のほとんどは低濃度の複合臭によるものであり、規制については非常に難しい面がある。

平成5年度の悪臭に関する苦情件数は22件であり 内訳は次のとおりである。

悪臭の発生源業種別内訳



2 各種悪臭測定調査結果

平成5年度中に実施した発生源ごとの悪臭測定調査結果は表117のとおりである。